

別表 3

【判定料金】

1, 非住宅

モデル建築物法		単位：円/税込み		
延べ面積	用途分類（別表による）			
	A種	B種	C種	
0 m ² ～ 500 m ²	98,000	66,000	50,000	
500 m ² ～ 1,000 m ²	141,000	95,000	73,000	
1,000 m ² ～ 2,000 m ²	169,000	113,000	90,000	
2,000 m ² ～ 5,000 m ²	244,000	165,000	137,000	
5,000 m ² ～10,000 m ²	290,000	214,000	168,000	

標準入力法（主要室入力法を含む）		単位：円/税込み		
延べ面積	用途分類（別表による）			
	A種	B種	C種	
0 m ² ～ 500 m ²	244,000	173,000	141,000	
500 m ² ～ 1,000 m ²	275,000	192,000	156,000	
1,000 m ² ～ 2,000 m ²	321,000	224,000	271,000	
2,000 m ² ～ 5,000 m ²	447,000	327,000	271,000	
5,000 m ² ～10,000 m ²	526,000	388,000	313,000	

2, 住宅

標準		単位：円/税込み	
	一戸建ての住宅	共同住宅・長屋・寄宿舍・下宿	
0 m ² ～ 200 m ²	40,000	65,000	
200 m ² ～ 500 m ²	50,000	80,000	
500 m ² ～ 1,000 m ²	60,000	90,000	
1,000 m ² ～ 2,000 m ²		100,000	
2,000 m ² ～ 5,000 m ²		120,000	
5,000 m ² ～10,000 m ²		150,000	

[料金表注意事項]

- ① A種、B種、C種の用途分類の適用については別表4による。
- ② 表の延べ面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- ③ 一つの確認申請に適合性判定対象建築物が複数棟ある場合、棟ごとの料金の合計額を徴収する。
- ④ 一つの棟に用途分類が複数ある場合は次の通り適用する。
 - ・A種が含まれる場合はA種
 - ・A種がなくB種が含まれる場合はB種ただし、上記適用が著しく不合理であると認めた場合は別途判断による。
- ⑤ 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合、住宅部分及び非住宅部分の料金を合算する。
- ⑥ 建物に計算対象となる室がない場合は、40,000円とする。
- ⑦ 計画変更の料金は当初適用された料金の10分の6の金額とする。
ただし、次の場合は上表の料金とする。
 - ・モデル建築法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更等、計算方法を変更して申請する場合
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ⑧ 軽微変更該当証明の申請（軽微変更ルートC）は当初料金の10分の5の金額とする。
- ⑨ 増改築の場合、増改築部分の面積により料金を算定する。
- ⑩ 設計住宅性能評価、長期使用構造等の確認のある住宅は適用料金の2分の1の金額とする。
- ⑪ 建築基準法第6条の2第1項の確認を当機関に申請しない場合は、10,000円を加算する。
- ⑫ 上表に定める評価方法以外の方法による場合は別途見積りとする。